

平成20年第2回尾張旭市公平委員会議事録

1 開催日時

平成20年4月28日(月)

開会 午前10時00分

閉会 午前10時08分

2 開催場所

尾張旭市役所 南庁舎3階 講堂(1)

3 出席委員

委員長 川合伸子

委員 戸塚理人

委員 岡本浩

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

1名

6 出席した事務局職員

行政課長 長江建二

行政課長補佐 毛利重成

行政課行政係主査 森下佳美

7 会議に付した事件

第3号議案 職員団体の申請書の記載事項の変更登録について

第4号議案 職員相談員の指名の変更について

行政課長	<p>本日は、委員各位におかれましては、ご多用のところお繰り合わせいただき、ご出席を賜りありがとうございます。</p> <p>議事に入ります前に、4月1日付け人事異動により事務職員が交替となり、行政課長が森修の代わりに私長江建二が、担当の山崎光代の代わりに森下佳美が事務職員となりましたので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。</p> <p>では、よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>委員3名出席です。</p> <p>地方公務員法第11条に基づき定足数でありますので、ただ今より平成20年第2回尾張旭市公平委員会を開会いたします。</p>

委員長	<p>議事に入ります前に、岡本昭委員に代わり、岡本浩委員が4月1日から新しく公平委員に選任されましたのでご紹介いたします。</p>
岡本委員	<p>よろしくお願いします。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、委員長の職務代理者ですが、地方公務員法第10条の規定によると、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときの職務代理者は委員長が指名することになっています。昨年度までは退任されました岡本昭委員にお願いしておりましたので、あらたに戸塚委員を指名させていただきます。よろしくお願いします。</p>
戸塚委員	<p>よろしくお願いします。</p>
委員長	<p>これより会議に入らせていただきます。</p> <p>本日の議案は、第3号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』、第4号議案『職員相談員の指名の変更について』の2議案でございます。</p> <p>それでは、第3号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を議題とします。</p> <p>議案について事務局より説明させます。</p>
課長補佐	<p>第3号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、地方公務員法第53条第9項の規定において、〔登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより公平委員会にその旨を届け出なくてはならない。〕とあり、また、尾張旭市職員団体の登録に関する条例第4条第1項に〔登録を受けた職員団体は、その規約若しくは申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会へ書面をもって届けなければならない。〕と規定されています。</p> <p>それらの規定に基づきまして、登録を受けている職員団体であります尾張旭教育労働者組合の代表者から届出がありましたもので、当該職員団体の申請書の記載事項を変更登録する必要があるからでございます。変更の内容についてご説明いたします。変更の届出は、職員団体の役員改任の件でございます。2枚目に改任</p>

課長補佐	<p>届の写しを添付してございます。当該職員団体の規約第15条に規定する役員のうち、2名の役員が改任されましたので届出があったものでございます。改任されました役員は、執行委員長と、執行委員3名のうち一番下の委員でございます。そのほかの役員につきましては変更ございません。なお、3枚目の資料には役員の選出につきましての当該組合の選挙管理委員長による役員改任の証明書が添付してあるものでございます。以上ご説明した変更の届出は、変更登録の要件に適合しているものと思われますので宜しくご審議の程お願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、ご質問等があればお受けいたします。</p> <p>(質問なし)</p> <p>ご質問もないようです。</p> <p>尾張旭教育労働者組合の職員団体の申請書の記載事項を、公平委員会に変更登録することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議もないようですので、尾張旭教育労働者組合の申請書の記載事項を、公平委員会に変更登録することとします。</p> <p>それでは、続きまして第4号議案『職員相談員の指名の変更について』を議題とします。</p> <p>議案について事務局より説明させます。</p>
課長補佐	<p>第4号議案『職員相談員の指名の変更について』ご説明いたします。この案を提出いたしますのは、平成17年4月に制定いたしました『尾張旭市職員の苦情相談に関する規則』第3条の規定において、〔公平委員会の委員及び事務職員並びに苦情相談の解決のために特に必要があると認める者を苦情相談を受けて処理する者として指名することができる。〕とされています「職員相談員」を、人事異動に伴い指名変更する必要があるからでございます。</p> <p>公平委員会事務職員3名のうち、平成20年4月1日付け人事異動により、事務職員森修と山崎光代が解任され、新たに事務職員として長江建二と森下佳美が任命されたため、指名の変更を行うもので</p>

課長補佐	<p>ございます。</p> <p>以上が第4号議案についての説明でございます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、ご質問等があればお受けいたします。</p>
戸塚委員	<p>事務職員の毛利さんは職員相談員ですか。</p>
課長補佐	<p>はい、そうです。公平委員会の事務職員が職員相談員として指名されますので、3名の相談員となります。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、ご質問等はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>ご質問もないようです。職員相談員の指名の変更について、ご異議ございませんか。</p> <p>(意義なし)</p> <p>ご異議もないようですので、議案のとおり職員相談員の指名を変更することとします。</p> <p>これで全ての議案につきまして終了いたしました。その他につきまして何か事務局からございますか。</p>
課長補佐	<p>とくにございません。</p>
委員長	<p>ないようですので、これをもちまして平成20年第2回尾張旭市公平委員会を閉会いたします。</p>
課長	<p>(お礼のあいさつ)</p>